

# 東日本大震災に係る訪問看護 サービスの特例措置について

# 東日本大震災に係る訪問看護サービスの特例措置について

## 【特例省令の内容】

- 東日本大震災への対応として、基準該当居宅サービスに該当する訪問看護サービス（以下「特例看護サービス」という。）を実施する場合に事業者が配置すべき保健師、看護師又は准看護師の員数を常勤で1以上に緩和する特例措置を平成23年4月22日より平成24年2月29日までの間に限り実施。さらに、一部の市町村において特例看護サービスの提供が平成24年2月より開始されたため、対象区域を、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村に限定した上で、平成24年9月30日まで延長。

## 【特例省令延長時の対応】

特例省令延長の際に、介護給付費分科会における「東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべき」との答申を踏まえ、以下の取扱いとした。

- ① 特例看護サービスを提供している事業者が訪問看護ステーションの人員基準を満たした場合、
- ② 特例看護サービスを提供している事業者の近隣の訪問看護事業所において、訪問看護の提供が可能な場合、特例措置を廃止すること。  
市町村においては、
  - ① 各市町村における訪問看護サービスの提供状況の把握、
  - ② 事業所間のサービス調整やサテライト事業所の設置促進による必要な訪問看護サービスの確保、
  - ③ 看護職員確保のための必要な支援などの対策を講じること。

# 1. 特例看護サービスの申請状況等について

○ 平成24年8月31日現在、12市町村等に対し、17件、12事業者(人)の申請についての相談又は申請があり、5件が受理された。(※うち2件は平成24年2月末で終了)

県	市町村等	事業所又は個人 (所在地)	申請につ いての相 談あり	申請あり	申請受理	登録申請不受理の場合の理由及び受理の場合の現状状況
青森県 岩手県	八戸市	A(八戸市)		○	×	既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である
	一関地区広 域行政組合	B(一関市)		○	○	平成24年5月よりサービス提供中
宮城県	石巻市	C(石巻市)		○	×	既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である
		D(神奈川県)		○	×	
	涌谷町	E(仙台市)		○	×	当町において事業を行う予定がない
		A(八戸市)		○	×	
		F(盛岡市)		○	×	
		G(石巻市)		○	×	
		H(埼玉県)		○	×	
	I(会津若松市)		○	×		
	東松島市	E(仙台市)	○		—	既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である
	気仙沼市	J(気仙沼市)			○	×
B(一関市)		○			—	
仙台市	E(仙台市)	○			—	既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である。 震災後、新規に訪問看護事業所開設があり、利用者のニーズに対応できる。 既存の事業所のサテライト設置で対応できる。
	K(仙台市)	○			—	
福島県	会津若松市	I(会津若松市)	○		—	既存の訪問看護事業所による訪問看護で利用者のニーズに対応可能である
	福島市	L(福島市)		○	○*	平成24年2月末で終了
	南相馬市			○	○	サービス提供なし
	浪江町			○	○	サービス提供なし
	飯館村			○	○*	平成24年2月末で終了(サービス提供なし)

## 2. 特例看護サービスの提供状況

- 平成23年4月から平成24年8月末までの間に、2市町村で2事業者が、6名の利用者に特例看護サービスを提供。
- 平成24年8月末時点で、1事業者が3名に特例看護サービスを提供中

県	事業所 (市町村等)	サービス提供状況					看護、リハビリの内容等
		利用者	要介護度	サービス提供月	営業日/月	回数/月	
岩手県	B事業所 (一関地区広域行政組合)	ア	5	平成24年5月	21日	4	陥入爪のフットケア、 拘縮予防マッサージ、屈曲運動
				6月	21日	9	
				7月	22日	9	
				8月	22日	9	
		イ	5	平成24年6月	21日	4	下肢マッサージ、下肢屈曲運動、褥瘡予防
				7月	22日	1	
		ウ	2	6月	21日	2	一般状態観察、血糖測定による糖尿病防止 食事指導 下肢筋力低下予防マッサージ メンタルケア 妻への指導(7月は入院)
8月	22日			6			
エ	2	8月	22日	3	下肢のマッサージ、屈伸運動		
福島県	L事業所 (福島市)	オ	1	平成24年2月	5日	4	病状観察、バイタルチェック、歩行の注意点の確認 塩分摂取の工夫
		カ	1			1	

### 【一関市で特例看護サービス実施中のB事業所周辺の訪問看護ステーションの状況】

- B事業所周辺に所在する、訪問看護ステーションは4カ所あり、全てが新規利用者の受け入れ可能

B事業所からの距離	事業所数	利用者受入可否	事業所数
0～5km未満	2	受入れ可能 受入れ不可能	2 0
5～10km未満	2	受入れ可能 受入れ不可能	2 0

### 3. 特例看護サービスの継続意向

○ 継続を希望した市町村は相馬市、南相馬市の2市

市町村	特例看護サービス実施状況	継続を希望する理由
相馬市	申請した事業所なし	申請や問い合わせはないものの被災地の現状を勘案し、継続が必要と考えている。
南相馬市	1事業所の申請受理 (サービス利用者なし)	9月末時点でサービス利用者がある場合は継続を希望する。

#### 【相馬市に訪問看護を提供可能な訪問看護ステーションの状況】

○ 相馬市に訪問看護を提供可能な訪問看護ステーション6カ所全てで利用者の受け入れが可能

利用者受入可否	事業所数
受入れ可能	6
受入れ不可能	0

出典:「地域における訪問看護のサービス提供実態についての調査研究事業」全国訪問看護事業協会(平成24年老人保健健康増進等事業 速報値)

#### 【南相馬市が特例看護サービスの実施を認めているL事業所周辺の訪問看護ステーションの状況】

○ L事業所(福島市)周辺に所在する、訪問看護ステーションは22カ所あり、そのうち受け入れ可能と回答した事業所は19カ所

L事業所からの距離	事業所数	利用者受入可否	事業所数
0～5km未満	14	受入れ可能	12
		受入れ不可能	2
5～10km未満	8	受入れ可能	7
		受入れ不可能	1

出典:「地域における訪問看護のサービス提供実態についての調査研究事業」全国訪問看護事業協会(平成24年老人保健健康増進等事業 速報値)

## 4.岩手県、宮城県、福島県における訪問看護の提供実態について

- 全268カ所の訪問看護ステーションのうち、249カ所(92.9%)が新規利用者の受入れが可能と回答した。
- 岩手県、宮城県、福島県内(市町村全体が警戒区域及び計画的避難区域となっている市町村を除く)の122市町村中、117市町村(95.9%)では、既存の訪問看護ステーションからのサービス提供が可能である。

※ 既存の訪問看護ステーションからのサービス提供が困難な岩手県岩泉町、普代村、野田村、福島県檜枝岐村、三島町(一部)は従来の特例居宅介護サービス費が支給可能な地域である。また、当該町村内には病院又は診療所が所在している。

### 【新規利用者の受入れ余力状況】

受入可否	ステーション数				割合			
	岩手県	宮城県	福島県	三県計	岩手県	宮城県	福島県	三県計
受入れ可能	68	89	92	249	97.2%	90.8%	92.0%	92.9%
受入れ不可能	2	9	7	18	2.9%	9.2%	7.0%	6.7%
無回答	0	0	1	1	0.0%	0.0%	1.0%	0.4%
合計	70	98	100	268	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典:「地域における訪問看護のサービス提供実態についての調査研究事業」全国訪問看護事業協会(平成24年老人保健健康増進等事業 速報値)

# (参考) 規制・制度改革における 「訪問看護ステーションの開業要件」に関する決定事項

## 「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)より抜粋

病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることと24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について、結論を得る。

なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたとおりであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。(平成23年度検討結論)

## 「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日)より抜粋

### ○ 特例措置の実態調査の実施

- ・ 各自治体における特例措置の申請状況・結果及び実施状況等について、調査を行い、結果を公表する。(平成24年度中措置)

### ○ 全国の人員基準の見直し

- ・ 特例措置の実施状況を踏まえ、安全なサービスの安定的な提供に配慮しつつ、必要な人員配置基準について検討を行い結論を得る。(平成24年度中検討・結論)

## 特例看護サービスの今後の対応について

特例看護サービスについては、

1. 申請件数は、17件（12事業者）である。
2. 提供実績は、これまで延べ6人であり、現在の利用者は3人である。
3. 継続を希望している市町村は、相馬市、南相馬市の2市である。
4. 特例看護サービスの提供が可能な事業者（一関市、福島市）の周辺及び特例措置の継続を希望している相馬市では、既存の訪問看護ステーションからのサービス提供が可能である。

という現状である。

一方で、内閣府行政刷新会議 規制・制度改革委員会報告書では、「特例措置の実施状況を踏まえ、安全なサービスの安定的な提供に配慮しつつ、必要な人員配置基準について検討を行い結論を得る。（平成24年度中検討・結論）」とされている。

こうしたことを踏まえ、特例看護サービスについてどのように対応すべきか。